感染症法に基づく「医療措置協定」の締結に関する協議説明資料

1　目的

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の一部が改正されました。

改正感染症法（令和 6 年 4 月 1 日施行分）では、新興感染症発生・まん延時の円滑な対応に資するため、都道府県と医療機関との「医療措置協定」の締結等を実施することとされております。本県においても、次の新興感染症発生時において、迅速かつ的確な医療提供体制を構築するため、順次、協定締結等を進めていくこととしております。

次の新興感染症発生時において、迅速かつ的確な医療協定体制を構築するため、新型コロナウイルス感染症における最大の対応を念頭に、協定に基づく措置の内容について御検討願います。

2　協議方法

電子申請 LoGo フォームにより申請いただきます。

https://logoform.jp/form/GQGB/1049475

3　協定における措置の内容等について

1　共通項目

協定の文言については、国のガイドライン（※）に基づき作成しており、全ての医療機関統一させていただきます。

本協議においては、協定に基づく医療措置の内容（協定書の別表に記載する内容）を主として御回答いただきます。新型コロナウイルス感染症における最大の対応を念頭におき、医療措置の内容を検討願います。

御対応を行わない医療措置の内容については、項目に合わせて「0」又は「不可」と御回答願います。

※　感染症に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインについて（令和 5 年 5 月 2 5 日付け医政地発 0526 第 4 号　医政産情企発 0526 第 2 号　健感発 0526 号第 15 号）

（以下 Q は LoGo フォームの回答番号を示します。）

Q5	「G-MIS」ID	厚生労働省から付与されている ID を記載します。 付与されていない場合や不明な場合は、御回答いただかなくてもかまいません。 ※この場合、必要に応じて県が確認し、記載します。
Q10	管理者名	原則、東北厚生局に届け出を行っている「管理者の氏名」を記載しますので、届出内容を確認し、御回答願います。 ※管理者のみ変更となった場合には、協定書の変更は行いません。

（２）個別項目

協定締結にあたっては、「服薬指導」と「薬剤等の配送」の両方を対応いただく必要があります。
（例えば、服薬指導のみでは協定締結できません）。

<table>
<tr><th colspan="3">【医療措置の内容】</th></tr>
<tr><td>Q18
～
Q37</td><td>協定書
別紙

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察</td><td>
【流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから６か月以内）】

オンライン（電話含む）服薬指導

対応の可否について、御回答願います。
また、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」への対応の可否についても併せて御回答願います。
※電話・オンライン診療の対応を可とした場合、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」のいずれか１つ以上を可と御記載ください。

訪問服薬指導

対応の可否について、御回答願います。
また、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」への対応の可否についても併せて御回答願います。
※オンライン（電話含む）服薬指導の対応を可とした場合、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」のいずれか１つ以上を可と御記載ください。

薬剤等の配送

対応の可否について、御回答願います。
また、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」への対応の可否についても併せて御回答願います。
※配送の対応を可とした場合、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」のいずれか１つ以上を可と御記載ください。

健康観察

対応の可否について、御回答願います。
また、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」への対応の可否についても併せて御回答願います。
※健康観察の対応を可とした場合、「自宅療養者」、「宿泊療養施設」、「高齢者施設」、「障害者施設」のいずれか１つ以上を可と御記載ください。
</td></tr>
</table>

【任意事項】		
Q38 ～ Q47	協定書 別紙 **個人防護具の備蓄**	月数：月単位での設定（１か月以上）を原則とします。各医療機関における備蓄予定月数を記載願います。 なお、国のガイドラインにおいては、２か月以上が推奨とされております。 枚数：月数を踏まえた備蓄予定枚数を記載願います。 ≪**重要**≫ 日常的な使用量を想定した在庫数とは別に、新たな感染症が発生した際の備えとしての備蓄量を記載願います。 ※個人防護具の備蓄を行わない場合には、各項目について「0」と記載願います。

4　協定締結について

LoGo フォームから申請いただいた後、県の内容確認（内容に疑義がある場合には個別に照会させていただくことがあります。）により協議が成立したものとして、協定を締結いたします。なお、協定締結後、電子メールにて協定書を個別送付します。

※協定締結日は、御回答いただいた日ではなく、県の内容確認終了後となります。

5　感染症指定医療機関の指定等

協定の締結をもって、感染症指定医療機関（第２種協定指定医療機関）として指定いたします。

なお、協定の内容等は、県感染症対策連携協議会等で共有するほか、必要に応じ国にも報告する場合があります。

また、県ウェブサイトにおいて協定の内容等を公表します。

6　各種資料の掲載先

宮城県ウェブサイト

感染症法に基づく「医療措置協定」に関する手続き（「宮城県　医療措置協定」で検索）

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/iryousotikyoutei-t.html

7　スケジュール

原則、20 日までに申請いただいたものは、当月の 25 日前後に協定の締結を行います。

8　お問合せ先

本協定に関することについて御不明な点がありましたら、下記宛て御連絡願います。

【担当】疾病・感染症対策課感染症対策第二班　TEL：022-211-3644

mail：kyotei-t@pref.miyagi.lg.jp

参考　協定書

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

宮城県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第２条　甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

なお、本協定締結時に想定する感染症の性状等は、新型コロナウイルス感染症（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）を想定するものとする。

（医療措置の内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別紙に掲げる医療措置を講ずるものとする。

（個人防護具の備蓄）

第４条　新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、別紙のとおり、乙が備蓄する。

（措置に要する費用の負担）

第５条　第３条に基づく措置に要する費用については、都道府県等の予算の範囲内において、補助を行うものとする。

なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

２　甲は、第３条に定める措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の

収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

３　前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。

なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第６条　甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

２　乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第２条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

３　新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から令和９年３月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により３年間更新するものとし、その後も同様とする。

２　第３条に定める措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第８条　甲は、乙が、正当な理由がなく、第３条及び第４条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第９条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（Ｇ－ＭＩＳ）により報告を行うよう努める。

（平時における準備）

第10条　乙は、第３条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年１回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一　乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施

にかかわることが見込まれる医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者を参加させること。

二　措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

三　措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

（感染症指定医療機関の指定）

第11条　この協定の締結をもって、感染症指定医療機関（第二種協定指定医療機関）について、乙は指定に関する同意を行ったものとし、甲は協定の内容に基づき、乙を指定する。

（協定締結内容等の公表）

第12条　甲は、協定の締結及び前条の規定による指定を行った後、その内容等を速やかに県ウェブサイト等において公表するものとする。

（疑義等の解決）

第13条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　宮城県知事

乙　医療機関名：
保険薬局番号：
Ｇ－ＭＩＳＩＤ：
住所：
（管理者の）氏名：

別紙

【医療措置の内容】

自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期（目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから６か月以内）		
対応の内容		オンライン（電話含む）服薬指導を実施する	
			自宅療養者への対応が可能
			宿泊療養施設への対応が可能
			高齢者施設への対応が可能
			障害者施設への対応が可能
		訪問服薬指導を実施する	
			自宅療養者への対応が可能
			宿泊療養施設への対応が可能
			高齢者施設への対応が可能
			障害者施設への対応が可能
		薬剤等の配送を実施する	
			自宅療養者への対応が可能
			宿泊療養施設への対応が可能
			高齢者施設への対応が可能
			障害者施設への対応が可能
		健康観察を実施する	
			自宅療養者への対応が可能
			宿泊療養施設への対応が可能
			高齢者施設への対応が可能
			障害者施設への対応が可能

【個人防護具の備蓄】

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
枚	枚	枚	枚	枚